事業評価書 (事前・事後)

平成18年8月

評価対象 (事業名)		再チャレンジプランナーによる中高年求職者等の就職支援事				
業			豆称)			
担当部局·課	主管部局・課		職業安定局首席職業指導官室			
	関係部局・課					

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	4	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場におい
		て労働者の職業の安定を図ること
施策目標	1	労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化す
		ること
	I	公共職業安定所における需給調整機能を強化すること

(2) 事業の概要

事業内容(新規・一部新規)

十分な能力がありながら効果的な求職活動の進め方がわからないために離職期間が長期化する傾向がある若年者や、リストラ等による退職後、計画的かつ効果的な求職活動ができない中高年求職者等の就職を促進するため、再チャレンジプランナーを主要なハローワークに配置し、自ら再就職の実現に向けた計画の策定が可能な者に対しては、その計画策定についての助言等を行い、また、それが困難な者に対しては、キャリアの自己点検、能力再開発、求職活動のノウハウの付与、メンタル面や生活面の相談・助言等からなる総合的な支援計画を策定するとともに、必要な支援への誘導等を行うことにより、計画的な求職活動を支援する。

予算概算要求額 (単位:百万円)						
H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9		
				3,272		

(3) 問題分析

①現状分析

昨今、国民一人一人がその能力や持ち味を十分発揮し、努力が報われる社会(再チャレンジができる社会)を構築していくことが極めて重要な政策課題となっており、 新たなチャレンジを目指す若者やリストラ等による退職者の再チャレンジ支援を充実 することが求められている。

②問題点

求職者の状況をみると、十分な能力がありながら効果的な求職活動の進め方がわからないために離職期間が長期化する傾向がある若年者やリストラ等による退職後、計画的かつ効果的な求職活動ができないために、自らの能力を生かせる仕事を見つけられない中高年求職者等が少なからず存在し、一層の対応が求められている。

③問題分析

若年者や中高年齢者等の就職を促進するためには、より多くの求職者に対して計画的な求職活動のための支援を行うことが有用である。

④事業の必要性

若年者や中高年齢者等が就職するためには、計画的かつ効果的な求職活動を行うことが有効であるため、主要なハローワークに新たに「再チャレンジプランナー」を配置し、計画的な求職活動を支援する事業の実施が必要である。

(4) 事業の目標

目標達成年度								
政策効果が発現する時期								
アウトカム指標	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	目標値/基準値		
就職率								
(説明)	(モニタリングの方法)							
再チャレンジプランナーが支援した者の								
うち、就職した者の割合。								
アウトプット指標	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	目標値/基準値		
(説明)	(モニタリングの方法)							
参考指標(過去数年度の	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7			
						-		
(説明)			(モニタリングの方法)					

2. 評 価

(1) 必要性

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から) <u>有</u>無 その他 (理由)

本事業は、国民ひとりひとりがその能力や持ち味を十分発揮し、努力が報われる公正な社会の構築に寄与し、我が国の経済の活性化に資するものであり、行政が主体となって実施することが必要である。

また、本事業の内容は市場に任せていても十分に供給されないことが予想されるので、行政が実施することが必要である。

国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)

有 無 その他

(理由)

就職困難な若年者や中高年齢者等の就職の促進は、雇用失業情勢の改善及び「多様な機会のある社会」の実現という観点から国政の重要課題であり、国が主体となって 積極的に実施する必要がある。

なお、本事業は、「多様な機会のある社会」推進会議(再チャレンジ推進会議)の中間取りまとめ案(平成18年5月30日)において、個別の再チャレンジ支援策の一つとして盛り込まれている。

民営化や外部委託の可否

可否

(理由)

本事業は、一般の求職者に比べ、就職困難な若年者や中高年齢者等に対する就職支援であり、国のセーフティーネットとしてあらゆる職業紹介を取扱い、専門的なノウハウも有するハローワークにおいて実施することが適当である。

緊要性の有無

「有」
無

(理由)

就職困難な若年者や中高年齢者等の就職の促進を図ることは、求職者本人の希望に添った就職を実現するとともに、努力が報われる社会(再チャレンジができる社会)の構築のためにも喫緊の課題である。

(2) 有効性

政策効果が発現する経路

主要なハローワークに新たに「再チャレンジプランナー」を配置 →若年者が自ら行う就職実現に向けた計画の策定に対する相談・助言やそれが困難な者に対するキャリアの自己点検、能力開発、求職活動のノウハウの付与、メンタル面や生活面の相談・助言等からなる総合的な支援計画の策定及び必要な支援への誘導→ 若年者や中高年齢者等の就職実現

これまで達成された効果、今後見込まれる効果

本事業を実施することにより、より多くの若年者や中高年齢者等の早期就職が図られる。

政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項

特になし。

(3) 効率性

手段の適正性

就職困難な若年者や中高年齢者等に対し、再チャレンジプランナーによる支援を実施する本事業は、求職者の計画的かつ効果的な求職活動を促進し、就職実現を図ることができ、手段として適正である。

費用と効果の関係に関する評価

安定した職業に就けずにいる若年者及び中高年齢者等の就職支援の促進により、これらの人々の安定した雇用の実現につながるとともに、中長期的に見ても労働力の有効活用が図られるものである。これにより、我が国経済の活性化という大きな効果が期待されるため、本事業は費用対効果の観点からも効率的である。

他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 有 無 (有の場合の整理の考え方)

(4) その他

なし

(5) 反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成19年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

3. 特記事項

- ①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 なし
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況 なし
- ③総務省による行政評価・監視等の状況 なし
- ④国会による決議等の状況 (警告決議、付帯決議等) なし
- ⑤会計検査院による指摘 なし